

第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会開催要綱

1. 目的

特定健診・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第18条に基づき作成される特定健康診査等基本指針に基づき、平成20年度から保険者において実施されている。また、保険者は、高確法第19条に基づき、特定健康診査等実施計画について6年を一期として定めることとされている。今般、令和6年度に第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、これまでの取組の実績やその評価等を踏まえた効率的・効果的な実施方法等や、科学的な知見を踏まえた特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項についての検討を行うため、関係者の参集を求め、「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 特定健診・特定保健指導の効率的・効果的な実施方法等について
- (2) 特定健診・特定保健指導に関する技術的な事項
- (3) その他

3. 構成

- (1) 本検討会は、健康局長及び保険局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者、保険者の代表者、関係団体の代表者から構成し、委員は別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に座長を置き、本検討会の委員の互選により選出する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (6) 本検討会の下に、実務的な課題を整理するためのワーキング・グループ（以下「WG」という。）を開催することができる。WGは、本検討会の委員のほか、より幅広い見地からの検討が可能となるよう、座長の意見を踏まえて、健康局長又は保険局長が選任する外部の者が委員として参画するものとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事や会議資料及び議事録は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、健康局健康課及び保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。